

ハローワークからのお知らせ 人材開発支援助成金（人への投資促進コース）について

人への投資促進コースの「定額制訓練」では、オンライン上の定額受け放題のサブスクリプション型の研修サービスを利用して訓練を行う事業主に対し助成する制度です。

- ・活用例や支給要件等の詳細は2～3ページをご覧ください。

お問い合わせは、宮城労働局職業対策課助成金センター（☎022-299-8063）あてにご照会願います。

労働市場の動き(3月内容)

ハローワーク築館管内の求人・求職者の動向



◆ 3月の有効求人倍率は1.53倍

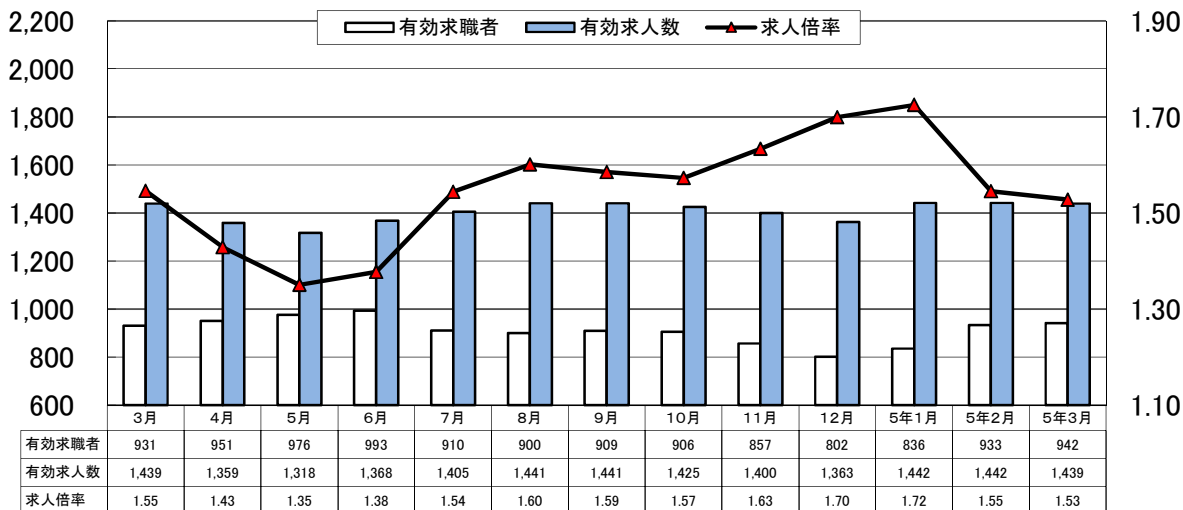
◆ 月間有効求人数は1,439人、月間有効求職者数は942人

・新規求人数は518人と、前月に比べ8.8%の増加となり、前年同月比では9.1%の増加となりました。

・新規求人は主な産業別では前年同月比で運輸業が171.4%、医療・福祉が50.9%、生活関連サービス業・娯楽業が50.0%、建設業が27.8%増加した一方で、宿泊業・飲食サービス業が23.1%、製造業が18.8%、サービス業が9.3%、卸売・小売業が6.3%減少しました。

・新規求職申込件数は241人と、前月に比べ11.8%減少し、前年同月比では3.9%増加しました。

・このため、3月の当所管内における雇用失業情勢は、月間有効求人数1,439人に対し、月間有効求職者数942人で、有効求人倍率は、1.53倍となり、先月より0.02ポイント減少しました。



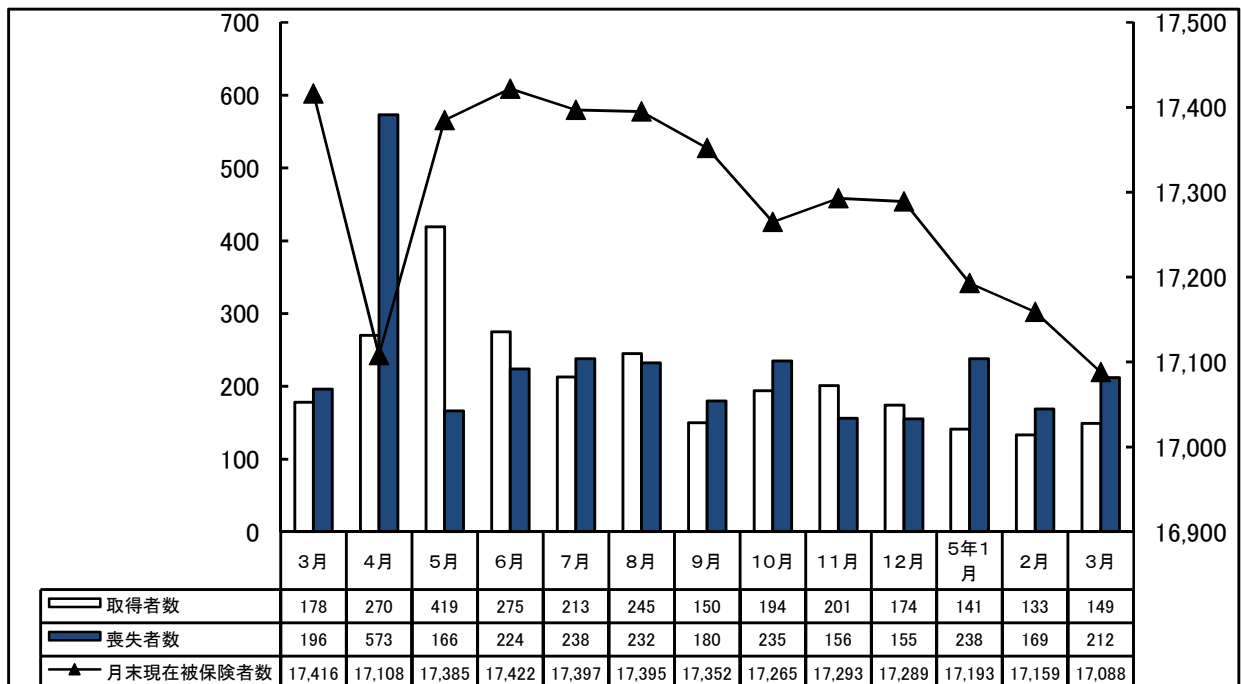


雇用の動き(3月内容)



一般職業紹介状況		(パートタイムを含む)		
項目		当月	前月比(%)	前年同月比(%)
求職関係	新規求職者数	241	▲ 11.7	3.9
	うち45歳以上	143	▲ 13.3	10.0
	有効求職者数	942	1.0	1.2
	うち45歳以上	550	0.7	▲ 0.4
求人関係	新規求人数	518	8.8	9.1
	うち常用	508	13.9	13.9
	有効求人数	1,439	▲ 0.2	0.0
	うち常用	1,393	0.1	3.5
紹介関係	紹介件数	272	▲ 6.5	5.0
	うち常用	254	32.3	5.4
就職関係	就職件数	137	14.2	▲ 1.4
	うち常用	130	10.2	0.8

雇用保険適用状況		当月	前月比(%)	前年同月比(%)
被保険者関係	資格取得者数	149	5.7	▲ 16.3
	資格喪失者数	212	▲ 10.9	▲ 63.0
	月末現在被保険者数	17,088	▲ 0.6	▲ 1.9



新入社員研修に 助成金を活用できます！

(事業主) 新入社員の教育をその上司に任せきりにしているけど、上司が忙しい間の隙間時間を有効に使えたらなあ…

(新入社員) 上司が忙しい間は、何をすれば…

新入社員向けの**定額制 (サブスク型)** の研修サービスを活用すれば、隙間時間で訓練を受講できます。

ネットで検索すると色々なサービスがあるし、新入社員の教育に使いやすいな！でも、費用が…

人材開発支援助成金を使えば、訓練費用が助成されますよ！

人材開発支援助成金

費用の削減も！

**60%
の経費助成**

新入社員が即戦力になるように、早速活用してみよう！

詳しくは、ホームページをご覧ください。か、宮城労働局職業対策課助成金センター (☎022-299-8063) へお問い合わせください。

人材開発支援助成金

検索

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/d01-1.html



人への投資促進コース（定額制訓練）

人への投資促進コースの「定額制訓練」では、従業員を対象に、労働者の多様な訓練の選択・実施を可能とするオンライン上の定額受け放題のサブスクリプション型の研修サービスを利用して、職務に関連する訓練を行う事業主に対して助成しています。

助成額

- サブスクリプション型の研修サービスの基本料金等※を対象に助成します。
※ 「基本料金」に加え、「アカウント料」「初期設定費用」「管理者ID付与料金」などのオプション経費も助成対象となります。

経費助成率		生産性要件を満たした場合※	
中小企業	大企業	中小企業	大企業
60%	45%	+15%	

※ 生産性（営業利益、人件費等の付加価値／雇用保険被保険者数）を一定割合向上させた事業主に対して、助成額の引き上げを行う制度

- 1事業所1年度※あたり**2,500万円**が限度額となります。
※ 1年度とは、支給申請日を基準とし、4月1日から翌年3月31日までのことをいいます。

訓練の要件

- **業務上義務付けられ、労働時間に実施される訓練**であること
【ポイント】 所定労働時間以外の時間に実施することも可能ですが、賃金を支払うことが必要です
- OFF-JTであって、**事業外訓練**であること
【ポイント】 民間の教育訓練機関等、申請事業主以外の者が実施するサービスを利用する必要があります
- 各支給対象労働者の受講時間数を合計した時間数※が、**支給申請時において10時間以上**であること
【ポイント】
 - ・ 実際の動画の視聴等の時間ではなく、標準学習時間（訓練を習得するために通常必要な時間として、あらかじめ受講案内等によって定められている時間）により時間数をカウントします
 - ・ 10時間に計上することができるのは、職務に関連する内容に限ります

助成金の受給までの流れ

Step0

- 職業能力開発推進者の選任、事業内職業能力開発計画の策定・周知

Step1

計画提出

- 事業内職業能力開発計画に基づき、訓練実施計画を作成する
- 作成した計画を、原則、**定額制サービスの契約期間の初日から1か月前まで**に管轄労働局に提出する

Step2

計画実施

- 訓練実施計画に基づき訓練を実施する

Step3

支給申請

- **訓練修了日の翌日から2か月以内**に、必要書類を管轄労働局に提出する
- 支給申請までに、訓練にかかった経費全額を支払う

新商品の製造などの事業展開や、デジタル・DX化、グリーン・カーボンニュートラル化の取組に伴い、新たな分野で必要となる知識や技能を身につけるための訓練に、サブスク型の研修サービスを利用する場合、経費助成率が75%（中小企業の場合）の「**事業展開等リスキリング支援コース**」の対象となる可能性がありますので、利用にあたっては宮城労働局職業対策課助成金センターにご相談ください。